

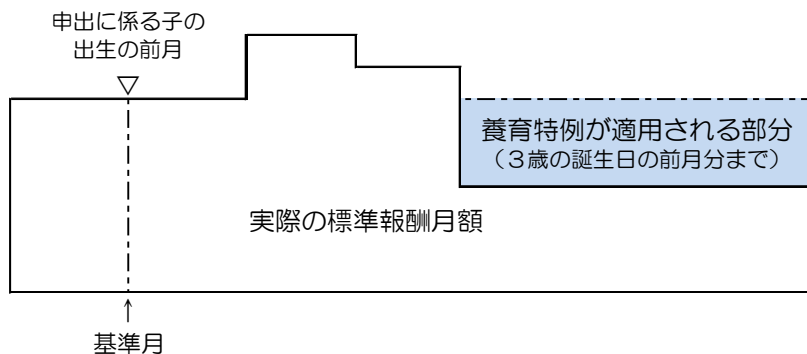
# 養育特例

3歳未満のお子様を養育している組合員の特例です

## 制度の概要

3歳未満の子を養育している期間中の標準報酬月額が、養育を始めた月(子の出生日等)の前月の標準報酬月額(従前標準報酬月額)※と比べて下回った期間について、申出をした場合は、将来受けることになる年金額の計算に際して、従前標準報酬月額を当該養育期間の標準報酬月額とみなします。

この特例は父母双方に適用することも可能です。また、標準報酬月額が下がった理由は問いませんので、標準報酬月額の定時決定、随時決定等に伴い新たに対象となることがあります。



※ 申出に係る子の養育を開始した月(子の出生日等)の前月の標準報酬月額が基準となるため、直前の標準報酬月額が下がった場合であっても特例に該当しないことがあります。

※ 年金に関する標準報酬月額の上限は 650,000 円です。

## 特例の適用期間

特例の適用期間は、3歳に満たない子を養育することとなった日(出生した日等)の属する月から、子が3歳の誕生日を迎える前月分までです。ただし、産前産後休業・育児休業中は養育特例を受けることはできません。

## 手続き

制度の適用には、組合員からの申出が必要です。

『養育期間標準報酬月額特例申出書』及び必要書類(戸籍謄(抄)本及び世帯全員の住民票※)を、所属を経由して共済組合へ提出してください。

申出日の前月までの2年間は、遡ってこの措置が認められます。

※世帯全員の住民票については、申出者の個人番号を記載したときは添付を省略できます。

## その他

子が死亡したとき、産前産後休業・育児休業を開始したとき等は、終了届出書の提出が必要です。(養育特例の適用事由に係る子が3歳に達したときは、終了届出書の提出は不要です。)

その他ご不明な点は、共済組合長期給付係又は所属担当者へお問い合わせください。